

みなとみた

2024 **11**
No.166

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~12

令和6年度年末年始無災害運動／三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／必ずチェック!最低賃金!／令和5年度の東京労働局管内における送検状況／11月は「過労死等防止啓発月間」です／令和5年度における過労死等の労災補償状況(東京労働局分)／労働保険の電子申請／労働保険料の口座振替

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 13~14

最近の雇用失業情勢／求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

協会だより ● 15

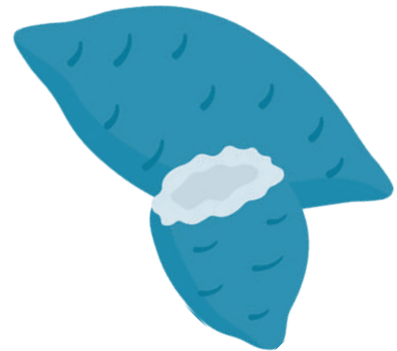
2025年新年賀詞交歓会のご案内／新入会員のご紹介／講習会等のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



令和6年度年末年始無災害運動

今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で54回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和5年の労働災害による死亡者数は755人と過去最少だったものの、休業4日以上の死傷者数は135,371人となり、3年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は29.3%となっており依然として増加傾向にある。

また本年8月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）をみても、前年同期に比べて休業4日以上の死傷者数は、全体で1.5%増加しており、業種別では陸上貨物運送事業で1.8%、第三次産業で3.0%の増加、事故の型別では「転倒」で0.9%、「動作の反動・無理な動作」で2.4%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起りやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

2 実施期間 令和6年12月1日から令和7年1月15日までとする。

3 運動標語 「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

4 主 唱 者 中央労働災害防止協会

5 後 援 厚生労働省

6 実 施 者 各事業場

7 主唱者の実施事項 (1) 機関誌、ホームページ等を通じたの広報 (2) 報道機関等を通じたの周知
(3) リーフレット等の制作および配布
(4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① K Y（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底

- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底

- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底

- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進

- ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり

- ⑧ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施

- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底

- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進

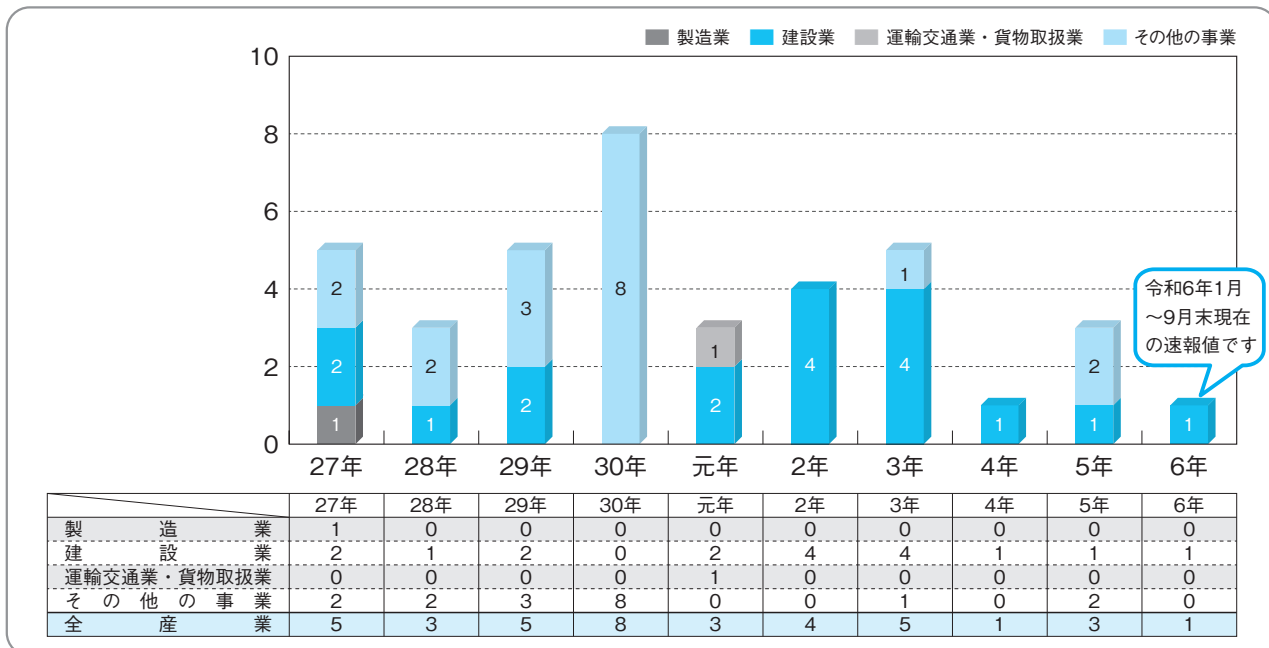
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進

- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

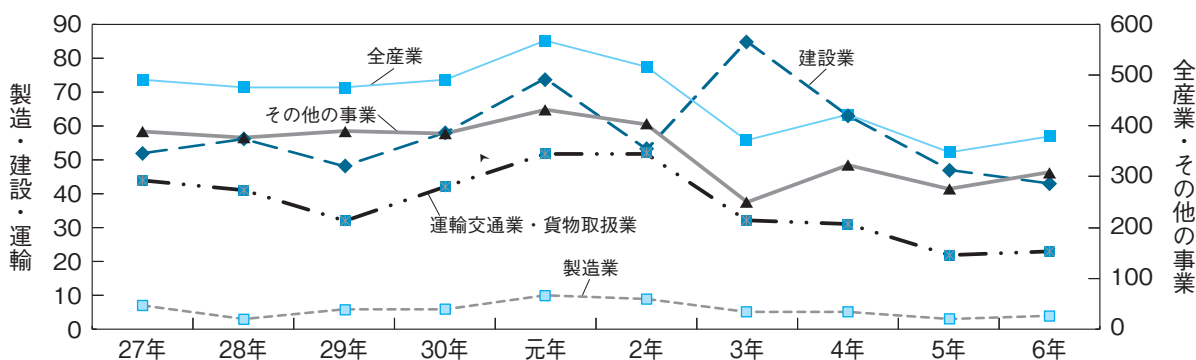
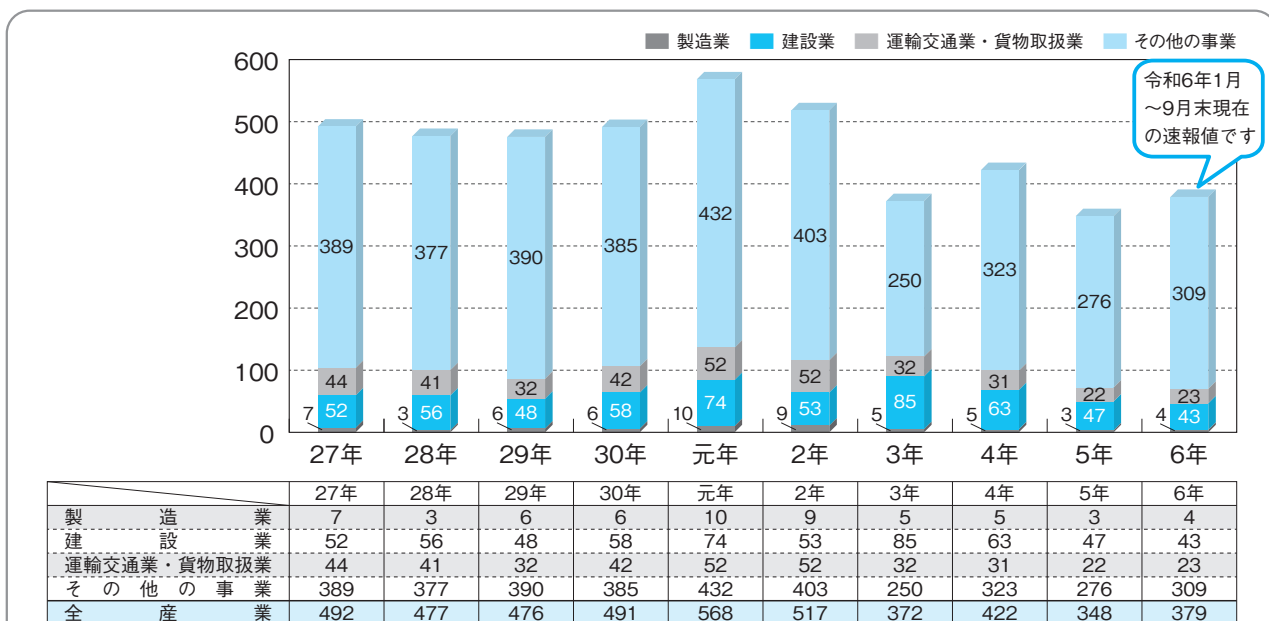
三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

(労働者死傷病報告等による)

1 死亡災害の推移



2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)





東京都 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

1,163 円

前年比
50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト



最低賃金に関する
お問い合わせは
東京労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



東京労働局



賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度のことです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

確認したい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合		

① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
 ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
 ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当
 (※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大 600万円を助成

業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件

1 事業場内最低賃金の引上げ

2 引上げ後の賃金額の支払い

3 生産性向上に資する機器・設備などを導入

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

令和5年度の東京労働局管内における送検状況

—労働時間・休日に関する送検件数が高い水準—

東京労働局は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和5年度の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 概要

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、51件（前年度に比べ19件減少）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働時間・休日に関する違反と労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反がそれぞれ9件で最も多く、次いで賃金・退職金不払に関する違反が8件となっています。

労働時間・休日に関する違反については、前年度より5件増加しており、過去10年間で3番目に多く、高い水準となっています。

なお、業種別でみると、建設業が12件で最も多く、次いで製造業が10件となっています。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反……29件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは29件で、主な送検事項は、労働時間・休日に関する違反が9件、賃金・退職金不払に関する違反が8件、割増賃金不払に関する違反が5件、解雇の予告に関する違反が1件でした。

(2) 労働安全衛生法違反……22件

労働安全衛生法違反により送検したのは22件で、主な送検事項は、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が9件、労災かくしが7件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、①法違反を原因として重大な労働災害を発生させたものや、②同種の法違反を繰り返し、違法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、送検も含め厳正に対処していきます。

表1 過去10年間における送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					(参考) 強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金・退職金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4
H30年度	46	32	78	24	6	20	6	10	4
R元年度	23	17	40	12	2	8	5	3	3
R2年度	34	36	70	19	4	16	8	5	0
R3年度	36	45	81	36	2	14	3	5	3
R4年度	39	31	70	25	3	14	4	4	2
R5年度	29	22	51	9	7	8	5	9	4

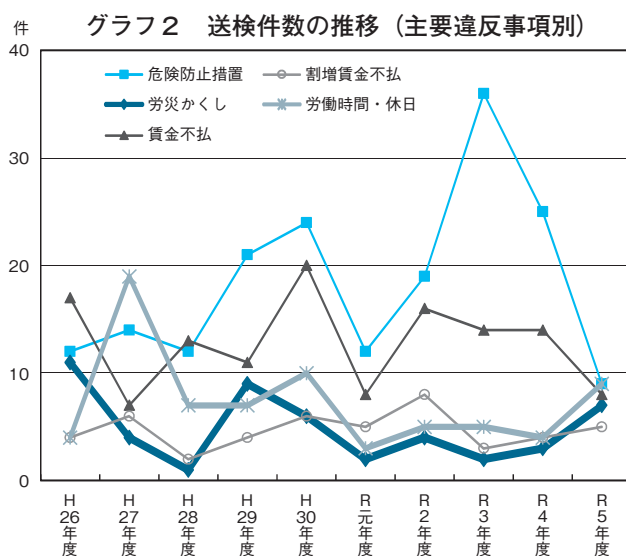
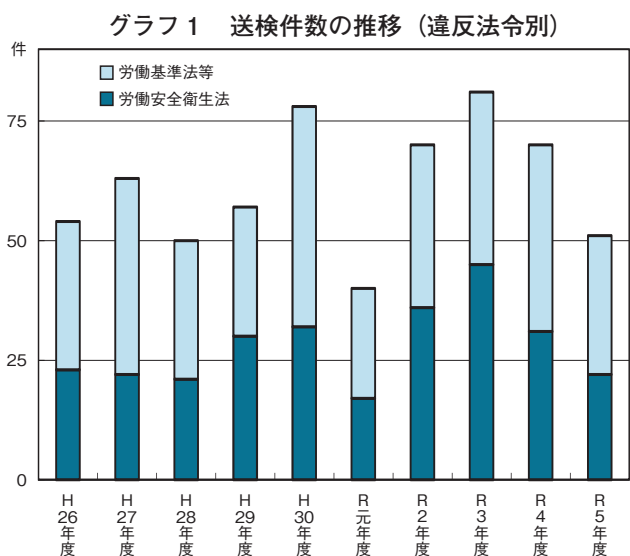


表2 違反法条別の前年度との比較

	令和5年度	令和4年度	増減	構成比 (%)
労働基準法、最低賃金法等関係	29	39	▲10	56.9%
賃金・退職金不払 (第23・24条、最賃法第4条等関係)	8	14	▲6	15.7%
労働時間・休日 (第32・35条、36条、40条)	9	4	5	17.6%
割増賃金不払 (第37条)	5	4	1	9.8%
解雇の予告 (第20条)	1	5	▲4	2.0%
その他	6	12	▲6	11.8%
労働安全衛生法関係	22	31	▲9	43.1%
危険防止措置 (第20・21条等)	9	25	▲16	17.6%
作業主任者の選任等 (第14条)	3	1	2	5.9%
就業制限 (第61条)	1		1	2.0%
労災かくし (第100条)	7	3	4	13.7%
その他	2	2		3.9%
総処理件数	51	70	▲19	100.0%

表3 業種別

	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	教育 研究業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	その他	合計
労働基準法、最低賃金法等関係	2		1	6	7	1	1	4	7	29
賃金・退職金不払 (第23・24条、最賃法第4条等関係)	1			3			1		3	8
労働時間・休日 (第32・35条、36条、40条)	1			1	1			4	2	9
割増賃金不払 (第37条)					4				1	5
解雇の予告 (第20条)			1							1
その他				2	2	1			1	6
労働安全衛生法関係	8	12	1					1		22
危険防止措置 (第20・21条等)	5	3	1							9
作業主任者の選任等 (第14条)	1	1						1		3
就業制限 (第61条)	1									1
労災かくし (第100条)	1	6								7
その他		2								2
総処理件数	10	12	2	6	7	1	1	5	7	51
構成比 (%)	19.6%	23.5%	3.9%	11.8%	13.7%	2.0%	2.0%	9.8%	13.7%	100.0%

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは…

- ① 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ② 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ③ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン

- ・労使の主体的な取組を促します
- ・労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- ・重点監督を実施します
- ・過重労働相談受付集中期間を設定します
- ・特別労働相談を実施します
- ・過重労働解消のためのセミナーを開催します

令和5年度における過労死等の 労災補償状況（東京労働局分）

脳・心臓疾患の請求件数は増加41件（35.0%）増、支給決定件数は減少10件（41.7%）減
精神障害事案の請求件数は増加218件（40.4%）増、支給決定件数は減少10件（7.9%）減

◎東京労働局は、令和5年度中に行われた管下18労働基準監督署（支署）における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。

◎東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

■脳・心臓疾患の労災補償状況

(件)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳・心臓疾患	請求件数		121 (23)	117 (12)	158 (25)
	決定件数		86 (13)	70 (7)	75 (14)
	うち 支給決定件数		20 (2)	24 (1)	14 (1)
	認定率		23.2 (15.3) %	34.3 (14.3) %	18.7 (7.1) %

注1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

■精神障害等の労災補償状況

(件)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	請求件数		497 (263)	540 (260)	758 (408)
	決定件数		441 (223)	428 (202)	433 (242)
	うち 支給決定件数		106 (40)	127 (56)	117 (65)
	認定率		24.0 (17.9) %	29.7 (27.7) %	27.0 (26.9) %
うち自殺	請求件数		28 (3)	32 (4)	32 (7)
	決定件数		33 (4)	27 (6)	15 (1)
	うち 支給決定件数		17 (0)	8 (1)	9 (1)
	認定率		51.5 (0) %	29.6 (16.7) %	60.0 (100.0) %

注1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

■令和5年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]
建設業	13 (0)	8 (0)	1 (0)	34 (9) [4(2)]	21 (5) [2(0)]	9 (1) [2(0)]
製造業	8 (1)	1 (0)	0 (0)	39 (17) [3(0)]	27 (12) [0(0)]	8 (2) [0(0)]
情報通信業	15 (0)	9 (2)	3 (0)	87 (40) [6(2)]	38 (17) [1(0)]	12 (6) [1(0)]
運輸業、郵便業	29 (0)	9 (0)	1 (0)	43 (15) [3(0)]	34 (12) [3(0)]	8 (4) [0(0)]
卸売業・小売業	26 (3)	11 (2)	3 (0)	120 (64) [5(0)]	71 (41) [5(0)]	14 (6) [3(0)]
金融業・保険業	2 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (11) [1(0)]	15 (8) [0(0)]	2 (1) [0(0)]
宿泊業、飲食サービス業	15 (3)	10 (2)	5 (1)	40 (21) [0(0)]	20 (11) [0(0)]	6 (4) [0(0)]
教育、学習支援業	4 (2)	3 (0)	1 (0)	25 (15) [0(0)]	8 (5) [0(0)]	1 (0) [0(0)]
医療、福祉	9 (6)	6 (3)	0 (0)	170(128) [4(2)]	103 (81) [1(1)]	30(27) [1(1)]
その他の事業(上記以外の事業)	37(10)	18 (5)	0 (0)	176 (88) [6(1)]	96 (50) [3(0)]	27(14) [2(0)]
合計	158(25)	75(14)	14 (1)	758(408) [32(7)]	433(242) [15(1)]	117(65) [9(1)]

注1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 ()内は女性の数で内数である。

■令和5年度 職種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
管理的職業従事者	3 (0)	8 (1)	4 (0)	15 (2) [1(0)]	18 (5) [3(0)]	6 (1) [2(0)]
専門的・技術的職業従事者	30 (6)	10 (3)	2 (1)	240(146) [14(3)]	1326 (90) [4(1)]	42(28) [4(1)]
事務従事者	17 (3)	8 (2)	0 (0)	240(135) [12(3)]	128 (76) [5(0)]	27(15) [2(0)]
販売従事者	30 (5)	13 (4)	3 (0)	84 (42) [3(1)]	52 (27) [1(0)]	13 (7) [1(0)]
サービス職業従事者	22 (7)	10 (3)	3 (0)	104 (61) [0(0)]	51 (31) [0(0)]	14(11) [0(0)]
生産工程従事者	5 (0)	1 (0)	0 (0)	20 (8) [2(0)]	12 (4) [1(0)]	5 (0) [0(0)]
輸送・機械運転従事者	21 (0)	6 (0)	1 (0)	26 (5) [0(0)]	24 (5) [0(0)]	6 (2) [0(0)]
建設・採掘従事者	8 (0)	7 (0)	1 (0)	10 (1) [0(0)]	4 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	15 (4)	8 (1)	0 (0)	14 (7) [0(0)]	10 (4) [1(0)]	3 (1) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	7 (0)	4 (0)	0 (0)	5 (1) [0(0)]	2 (0) [0(0)]	1 (0) [0(0)]
合計	158(25)	75(14)	14 (1)	758(408) [32(7)]	433(242) [15(1)]	117(65) [9(1)]

注1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 ()内は女性の数で内数である。

■令和5年度 年齢別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
29歳以下	3 (1)	1 (0)	0 (0)	193(130) [6(3)]	129 (84) [5(1)]	47(29) [3(1)]
30歳から39歳	7 (1)	5 (1)	1 (0)	205(101) [7(2)]	113 (68) [0(0)]	27(17) [0(0)]
40歳から49歳	40 (4)	19 (1)	6 (0)	174 (87) [11(2)]	88 (41) [3(0)]	18 (7) [2(0)]
50歳から59歳	60 (8)	26 (8)	5 (1)	159 (77) [8(0)]	83 (38) [7(0)]	21 (9) [4(0)]
60歳以上	48(11)	24 (4)	2 (0)	27 (13) [0(0)]	20 (11) [0(0)]	4 (3) [0(0)]
合計	158(25)	75(14)	14 (1)	758(408) [32(7)]	433(242) [15(1)]	117(65) [9(1)]

注1 ()内は女性の数で内数である。

労働保険の電子申請

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続きではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続きできます。

自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

☆いつでもどこでも手続き可能！

☆カンタン・スピーディに申請！

☆無駄な時間やコストも削減！

この機会にぜひ、電子申請のご利用をご検討ください。

また、「電子申請をしたいが、初期設定の方法が分からないので教えてほしい。」などのご要望がありましたら、オンラインセミナーに参加いただいたり、アドバイザーに相談いただけます。アドバイザーへの相談は、訪問・オンラインが選べます。お申し込みはリーフレットに記載されているホームページから受け付けております。「電子申請を始めたいけど難しそう。」と、お考えの方は本サポートをご利用してみてもはいかがでしょうか。

無料で 初期設定を お手伝いします

電子申請は簡単・便利!
オンラインで24時間いつでも
申請や届出ができます。

費用

0円

時間

1時間程度

場所

日本全国
どこでも

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- ・どんな内容なのか聞いてみたい
- ・自社でも導入可能なのか確認したい
- ・会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- ・初期設定や操作に不安がある
- ・調べる時間がないので教えて欲しい
- ・次の年度更新に向けて準備したい
- ・訪問・オンラインが選べます



日本中
どこへでも
お伺いします。

事前準備の
不安や不明点を
解消します!

名前

ベパレス執事

星座

アドバイ座

好物

電子化によって不要になった紙

自己紹介文

電子申請の便利さを世に広めるべくデンシ新星からやってきたヤギの執事。性格はとてども温厚。特に労働保険を電子申請する際の初期設定に詳しく、丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していつでも通信環境良好!



「紙は必要ないから、紙は捨てたい」

「紙は必要ないから、紙は捨てたい」

令和6年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業

詳細確認やお申込みはホームページから!

<https://denshi-shinsei.jp/>





スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

Mail: mail@denshi-shinsei.jp

TEL: 03-6628-2275

労働保険料の口座振替

労働保険料等の口座振替納付は、事業主の皆様が口座を開設している金融機関に口座振替納付の申し込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

☆保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間の解消！

☆納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなり、延滞金の心配無し！

☆手数料はかかりません！

☆法定納期限から、保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができる！

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください。

なお、電子申請及び口座振替については厚生労働省のホームページに「労働保険特設サイト」を設けて詳しくご案内をしていますので、こちらもあわせてご覧ください。



2025（令和7）年度第1期分から、対象金融機関にインターネット専業銀行として初めて、「GMOあおぞらネット銀行」が加わります！

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます
- 手数料はかかりません
- 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

口座振替は通常の納期限よりもゆとりのある引き落とし

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

※労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

最近の雇用失業情勢

○令和6年9月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.4%であり、前月に比べ0.1ポイントの低下。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より4万人減少し、168万人。（原数値は173万人で、前月比2万人減少）
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より9万人減少し、6,782万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より14万人減少し、6,124万人。
- ☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「情報通信業」「製造業」などが増加している。
- ☆令和6年9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.24倍であり、前月より0.01ポイント上昇。
- ☆令和6年9月の新規求人倍率（季節調整値）は2.22倍であり、前月より0.10ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和6年10月）「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」（※景気の総括判断は、「緩やかに回復」と前月判断を維持。）

「雇用情勢は改善の動きが見られる。」（※雇用情勢判断は、前月判断を維持。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
3年度	2.08	2.48	10.25	1.16	1.22	4.93	6,091	8,492
4年度	2.30	3.20	14.76	1.31	1.60	6.89	6,330	8,929
5年度	2.28	3.59	16.25	1.29	1.78	7.45	6,415	9,189
6年9月	2.22	3.62	16.05	1.24	1.72	7.44	5,917	8,502

- （注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和6年9月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は354,421人（前年同月比0.4%減）で、5か月ぶりに前年同月を下回った。また、新規求人数は123,076人（前年同月比1.8%増）で、2か月ぶりに前年同月を上回った。

一方、有効求職者数は205,284人（前年同月比4.2増）で、12か月連続で前年同月を上回った。また、新規求職者数は32,379人（前年同月比0.7増）で、2か月ぶりに前年同月を上回った。

就職件数は5,917件で、前年同月より1.0%減となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は2,782件（前年同月比6.0%減）、パートは3,135件（前年同月比3.9%増）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、9月の都内の倒産件数は159件（前年同月比30.3%増）で、3か月ぶりに前年同月を上回った。業種別件数ではサービス業（43件）、卸売業（22件）、情報通信業21件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

ハローワークへ求人を出される事業主の皆さまへ

求人掲載時の営業電話の トラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には



事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

実際に相談の あったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること(あっせん行為を含まない)や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくることもあるとの声をいただいています。

ハローワークでは、このような対応も可能です！

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

担当者	人事課人事係長
	ハシモト ハナコ
	橋本 花子
	電話番号 99-9999-9876
	FAX 99-9999-9870
	Eメール XXXXXXXX@XXXXXXXX.XX.XX

記載例①

ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り

記載例②

求人掲載の営業はお断り

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、**担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！**

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

2025年新年賀詞交歓会のご案内

2025年の新年を迎えるにあたり、恒例の新年賀詞交歓会を1月24日（金）午後5時30分から、オークラ東京 プレステージタワー7階 メイプルで開催することといたしました。

年始のご多忙の折恐れ入りますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは12月上旬に郵送にてご案内申し上げます。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
(公財)安全衛生技術試験協会 関東安全衛生技術センター 東京試験場	港区海岸1-11-1	その他の事業

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

◎ **無料** 衛生管理者等支援講習会 2025年1月23日（木）オンライン開催

衛生管理者や衛生管理者が所属する部署の責任者を対象として、業務の参考としていただくため、具体的な衛生管理活動の進め方の講演を行います。

2 協会企画講習会（お申込の状況により中止させて頂く場合がございます）

（1）労務管理関係

◎ **有料** 誤った労災保険請求手続きを行わないために 12月5日（木）

◎ **有料** ハラスメントに係る相談対応について 2025年1月28日（火）

◎ **有料** 年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ 2025年2月19日（水）

（2）資格関係

◎ **有料** 化学物質製造取り扱い事業所での「リスクアセスメント担当者」養成研修 12月11日（水）

令和4年5月労働安全衛生法の一部が改正され、自律的な化学物質管理の導入により、安全衛生データシート（SDS）交付対象となる化学物質を製造又は取り扱う事業所は、製造業、建設業など第2次産業及び清掃業、卸・小売業、飲食業、医療・福祉業などの第3次産業もその業種、規模にかかわらず、リスクアセスメント（危険性又は有害性の調査）の実施、リスクの低減措置が義務づけられています。

◎ **有料** 安全管理者選任時研修（第4回） 2025年1月15日（水）～16日（木）

50人以上の工業的業種の事業場に義務付けられている「安全管理者」の選任において、本研修の修了が必要で。

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会（第5回） 2025年2月26日（水）～28日（金）

本講習会は、衛生管理者試験を受験する方のための受験準備講習会です。実務経験豊富な講師陣（労働衛生コンサルタント）が、重要ポイントの説明や公開過去問の解説など懇切丁寧に指導します。資格者の養成、人事異動等に備えての有資格者の補充、労働者のスキルアップにご利用下さい。

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますので、ご確認をお願いします。）



心のふれあう健康サービスを目指して

一人ひとりに広く、深く。

トータルに健康をサポートしています。

1. 法定健康診断（巡回健診）
2. 生活習慣病（成人病）健康診断
3. 特殊健康診断
4. 肺がん・大腸がん検診
5. 骨密度測定
6. 全国ネットワーク健診
7. 医療機関紹介
8. 健康管理のご相談

健康のご相談・お問い合わせは

TEL : 03-3530-2132

Fax : 03-5399-0507

一般社団法人 労働保健協会

東京都板橋区若木2丁目14番3号

<http://www.roudouhokenkyoukai.or.jp/>

みなとみた 令和6年11月号 令和6年11月15日発行(年6回発行) 第28巻第6号通巻第166号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>